

事務所だより

藤田社会保険労務士事務所

発行責任者 藤田 久美子

発行日 2009年6月1日

創刊号

国民年金保険料納付率が過去最低を更新

☆ 納付率低下が与える影響

国民年金の納付率が低下した原因として、

- ・ 年金記録問題への対応重視により、保険料収納担当は人員削減の結果、収納が効率よくできなかった
- ・ 記録漏れ問題への不信感から意図的に支払われなかった人が増えた
- ・ 雇用情勢の悪化により、リストラなどで離職した人が、厚生年金から国民年金に切り替わるケースが増加し、生活費の確保を優先して滞納する人が増えたなどが、考えられます。

厚生労働省がまとめた公的年金の財政検証によれば、**国民年金の納付率が80%で推移すれば、**現役世代の手取り収入に対する厚生年金の給付水準は「50.1%」に下げ止まると試算しています。**しかし現在は、納付率60%強にとどまっている**ため、積立金が減るなどして前提条件が崩れて、試算以上に給付水準が下落すると予想されます。

さらに、国民年金未加入者や未納者が加入期間を満たすことができず、将来年金を受け取ることができない無年金者が増えると、生活保護者を増やすことにもつながり、ますます悪循環になることが懸念されています。

☆ 納付率アップへの取組み

社会保険庁は、納付率を回復させるため、クレジットカードやインターネットでの納付や、収納業務の民間委託（コンビニなど）対象を増やすなど、強制的な徴収の枠組みづくりなどにも力を入れてきました。

そして、今年11月からは「住民基本台帳ネットワーク」を活用し、国民年金のみ加入者を把握し、34歳と44歳に達した人を対象に国民年金への加入を勧奨するそうです。

いずれにしても徴収システムをうまく作動させるためには、

- ・ なぜ、国民年金保険料を納付する必要があるのか
- ・ 加入することの現在・将来へのメリットとは
- ・ 年金を受給するためには加入期間が25年以上必要である
- ・ 保険料の納付が困難な場合、保険料を免除されることもある

などの現在の年金制度を国民に対してわかりやすく説明することが必要でしょう。

まずは、年金に対する意識を変えることが納付率向上に不可欠と思われます。



職場でメンタルヘルス対策を！！

☆ 社員の心の健康状態は？

労働安全衛生法第3条（事業者等の責務）では、

- ・ 事業者は、労働災害の防止のための最低基準を守る
- ・ 快適な職場環境の実現と労働条件の改善
- ・ 職場における労働者の安全と健康を確保
- ・ 国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力

の4項目を義務付けて、労働者を安全かつ衛生的に就労させるよう掲げています。

そして、厚生労働省が2008年度に調査した「定期健康診断の実施率」では、過去1年間に定期健康診断を実施した事業所の割合（実施率）は86.2%〔平成14年調査（以下「前回」という）は87.1%〕となっています。また、事業所規模別にみまると、300人以上のすべての規模で100%実施され、30～49人規模では92.6%、10～29人規模では82.7%となっています。

しかし、このほとんどの事業所において実施されている健康診断の検査項目には、心の健康

（メンタルヘルス）は含まれていません。そのため、本人も気がつかないうちに発症し、重症化してしまう例が後をたちません。さらに、発症後のケアについても、いまだ何ら対策手段をもたない事業所が多いのも見過ごせません。

☆ 「メンタルヘルスカ」について

メンタルヘルスカに取り組んでいない事業所の多くが、

- ・ 取り組み方がわからない
- ・ 専門スタッフがない

など、必要性を感じているが、どのように対応すればいいのかわからない状況とのことです。

そこで、メンタルヘルスカ対策のきっかけとなるような基本書として、今月より『心の健康問題を解消するために 今、職場で何が起きているのか』と題した小冊子を発行いたします。

一人ひとりの持つ能力が、最大限に引き出されるような“より良い職場環境”作りを目指しましょう。

6月の税務と労務の手続

〔提出先・納付先〕

10日

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞

〔公共職業安定所〕

- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞

〔労働基準監督署〕

30日

- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出〔社会保険事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕

編集後記

今月より、「事務所だより」を発行することになりました。

膨大な情報があふれる中で「これは…！！」と感じた情報を、社労士の立場からわかりやすい記事にしてお届けしたいと思います。

また、「事務所だより」の内容に関するご質問やご要望がございましたら、下記までご連絡ください。

藤田社会保険労務士事務所

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail y-fujita@zeuseonet.ne.jp

http://www.eonet.ne.jp/~fujita-syarousi